

## 平成24年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

平成24年3月9日（金曜日）午前10時開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第24号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めること  
について
- 日程第 6 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 議案第 2号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第 3号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正  
予算
- 日程第 9 議案第 4号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第 5号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会  
計補正予算
- 日程第11 議案第21号 財産の取得について
- 日程第12 議案第22号 財産の取得について
- 日程第13 町長・教育長行政執行方針
- 日程第14 議案第 6号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算
- 日程第15 議案第 7号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第 8号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第 9号 平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予  
算
- 日程第18 議案第10号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会  
計予算
- 日程第19 議案第11号 平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第12号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定につい  
て
- 日程第21 議案第16号 羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第17号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	教育委員長	石川勝君
総務課長	川端達也君	企画振興課長	久保田誠君
企画振興課参事	佐藤行広君	税務財政課長	野理幸文君
税務財政課参事	櫻井房雄君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	渡辺憲爾君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括ケア支援センター課長	斉藤健治君	水産商工観光課長	石田順一君
水産商工観光課長補佐	堺昇司君	建設水道課長	高橋力也君
建設水道課長補佐	北澤正志君	学務課長	太田洋二君
社会教育課長	中田靖君	郷土資料室長	涌坂周一君
診療所事務長	工藤勝利君	診療所事務課長	対馬憲仁君
会計管理者	嶋勝彦君		

---

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	寺澤哲也君	次長	大沼良司君
--------	-------	----	-------

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成24年第1回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程予定表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、1番湊屋稔君及び2番田中良君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日3月9日から3月13日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月9日から3月13日までの5日間と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、羅臼町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員皆様には万障繰り合わせ御出席を賜り、この後提出いたします議案等の御審議をいただけますことにつきまして、感謝を申し上げます。

お許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、医療・福祉施設等の開設についてであります。

新診療所建設工事の進捗状況につきましては、躯体工事が完了し、現在、内装の建具工事等を行っている状況にあり、開設時期につきましては、昨年12月の定例会におきまして、6月中の開設をめどに準備を進めてまいりたいと申し上げておりましたが、その後の例年のない降雪等の影響により工期のおくれ等も考慮し、このほど、開設時期を7月1日としたところであり、現在、開設、新体制での診療に向けて具体的な協議、準備を進めているところであります。

人工透析の実施についてであります。以前より、町内で人工透析を行えるようにとの町民の要望が多く、手塚所長からもぜひ実現したいとの申し出がありましたことから、孝仁会とも協議してまいりましたところ、住民サービスの向上等に寄与できることから、当診療所におきまして人工透析治療を実施することにいたしました。これに伴い、透析室等の確保のために、病床数を14床に変更させていただきたく思っております。なお、透析治療の開始時期につきましては、準備が整い次第、開始させていただきたいと考えているところであります。

次に、特別養護老人ホーム及びゼロ歳児からの託児所の開設につきましては、社会福祉法人優秋会により進められております。民設民営による地域密着型小規模特別養護老人ホームは、既に建物が完成しておりまして、設備機器の設置と備品等の搬入を進め終えた後、5月11日開所、14日に入所の運びと承知しております。入所者はもとより、御家族が待ち望んでいた施設でありますので、町民の期待にこたえる介護サービスが提供されることを期待するものであります。

また、ゼロ歳児からの託児施設につきましては、認可外保育園として、4月1日の開設に向け、施設改修が順調に進められております。入所の対象がゼロ歳から幼稚園入園前の幼児で、365日、24時間の長時間保育が可能な託児施設ということでもありまして、子育て中の若い世帯など、働く女性が安心して子供を預けられる環境整備が徐々に整いつつあります。これを機に、地域における子育て支援についての取り組みをさらに推進してまいります。

2件目は、羅臼漁業協同組合との人事交流についてであります。

以前から議会の中でも、職員研修や漁業協同組合との人事交流について御意見や御質問をいただいております。町としても、職員の資質の向上やまちづくりの推進、産業の活性化などを図るため、人事交流の実現に向けて漁業協同組合と協議を進めてきましたが、このたび、お互いの条件が整いましたので、本年4月から人事交流を実施いたしますので、御報告いたします。

3件目は、鮮魚取扱高についてであります。

3月7日現在の状況をお手元に配付してございます。

総体的に申し上げますと、数量では去年同期と比べまして61%の増、金額では33%の増となっております。これについては、全魚種、数量、あるいは金額ともに前年同期を上回っている状況にあります。

特にスケソウ、タラにおいては、数量では62%増、金額では28%増という状況であります。

今後、さらにこの状態が終漁まで続いていってほしいものと念願しているところもございます。

以上、行政報告3件をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

---

◎日程第5 議案第24号 根室町村等公平委員会委員の選任につき  
同意を求めることについて

---

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第24号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議案第24号、79ページでございます。

根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室町村等公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記。

住所は、標津郡中標津町東13条北7丁目1番地6。

氏名、池田一昭。

生年月日、昭和20年3月21日。

任期、平成24年4月1日から平成28年3月31日まで。

池田一昭氏は、平成20年4月から公平委員会委員として活躍願っておりますが、本年3月31日、任期満了となることから、関係町長間で協議した結果、人格識見ともに適任であり、再任をいたしたいとの調整がまとまりましたので、満堂の御賛同を賜りたくお願

い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第24号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

### ◎日程第6 報告第1号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました日程第6の報告第1号専決処分した事件の承認について、また、この後、提案が予定されております各議案等につきましては、それぞれ副町長以下、担当職員をして説明をいたさせますので、よろしく願い申し上げます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項に規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成24年2月8日でございます。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ39億2,681万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

4ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

9款1項地方交付税48万円を追加し、19億178万1,000円。

歳入合計48万円を追加し、39億2,681万2,000円。

歳出でございます。

8款教育費48万円を追加し、2億6,286万7,000円。

5項社会教育費48万円を追加し、2,926万4,000円。

歳出合計48万円を追加し、39億2,681万2,000円。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

9款1項1目地方交付税48万円の追加につきましては、本補正の財源調整を地方交付税に求めたものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

8款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費48万円の追加でございます。2月18日に横浜市で開催されました第11回マーチング全国大会に出場の知床ブルーイーグルスの派遣助成金を専決をさせていただいたところでございます。

なお、大会では、講評者特別賞、優秀賞を受賞されたという報告を受けておりますので、この場で改めて報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

---

◎日程第7 議案第2号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第2号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の10ページをお願いいたします。

議案第2号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,930万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,611万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条は、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

11ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

9款1項地方交付税173万9,000円を追加し、19億352万円。

13款国庫支出金624万2,000円を減額し、1億2,798万8,000円。

1項国庫負担金624万2,000円を減額し、1億854万2,000円。

14款道支出金228万3,000円を減額し、3億1,726万4,000円。

1項道負担金163万8,000円を減額し、6,277万5,000円。

2項道補助金64万5,000円を減額し、2億3,740万5,000円。

16款1項寄附金146万5,000円を追加し、2,069万4,000円。

17款繰入金1項基金繰入金3,442万3,000円を追加し、2億9,022万3,000円。

19款諸収入19万9,000円を追加し、3,545万6,000円。

4項雑入19万9,000円を追加し、3,422万1,000円。

歳入合計2,930万1,000円を追加し、39億5,611万3,000円。

歳出でございます。

2款総務費778万円を減額し、5億6,350万5,000円。

1項総務管理費778万円を減額し、5億2,662万7,000円。

3款民生費1,461万9,000円を減額し、6億5,141万4,000円。

1項社会福祉費74万円を減額し、5億4,044万5,000円。

2項児童福祉費1,387万9,000円を減額し、1億1,085万円。

4款衛生費5,071万5,000円を追加し、8億8,674万1,000円。  
1項保健衛生費5,071万5,000円を追加し、5億3,911万1,000円。  
5款農林水産業費374万6,000円を追加し、5,471万円。  
3項水産業費374万6,000円を追加し、3,728万8,000円。  
8款教育費481万円を減額し、2億5,805万7,000円。  
1項教育総務費362万6,000円を減額し、3,877万9,000円。  
3項中学校費54万6,000円を減額し、3,156万4,000円。  
4項幼稚園費180万円を減額し、1,754万8,000円。  
5項社会教育費96万3,000円を追加し、3,022万7,000円。  
6項保健体育費19万9,000円を追加し、9,834万2,000円。  
10款1項職員費204万9,000円を追加し、8億2,401万9,000円。  
歳出合計、2,930万1,000円を追加し、39億5,611万3,000円となるものでございます。

13ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

追加でございます。5款農林水産業費3項水産業費、事業名は根室管内漁場監視レーダー施設更新事業、374万6,000円でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入の説明でございます。

9款1項1目地方交付税173万9,000円の追加でございます。財源調整のため、求めたものでございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金624万2,000円の減額でございます。それぞれ子ども手当に係る決算見込みによる減額でございます。

また、障害者の介護、訓練等につきましても決算見込みによるところでございます。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金163万8,000円の減額につきましても、道分の子ども手当の負担分の決算見込みによる減額でございます。

あわせて、障害者介護、訓練等、障害者自立支援医療費負担金につきましても、決算見込みによる増減でございます。

2項道補助金3目衛生費道補助金64万5,000円の減額でございます。既に子宮頸がん等の接種が終わっておりまして、これも決算見込みによる減額でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金146万5,000円の追加でございます。善意の寄附ございまして、知床羅臼まちづくり基金、診療所に5件、141万5,000円、知床の自然保護に5万円、合わせて146万5,000円の寄附をいただいたものでございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金3,442万3,000円の追加でございます。知床ま

ちづくり基金を診療所会計に繰り入れするものでございます。

19款諸収入4項3目雑入19万9,000円の追加でございます。北海道健康づくり財団から新たに助成をいただくことの追加でございます。

18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費633万3,000円の減額でございます。これは消防事務組合の負担金の決算見込みによる減でございます。また、積立金につきましては、ただいま歳入で申しあげました診療所に5件、141万5,000円、知床の自然保護に5万円の寄附をいただいた146万5,000円の積み立てと、ダイキン工業から寄附をいただいております。鳥獣保護の電気柵設置をしておりますが、この執行残が出ましたので、基金に戻し入れるものでございます。187万9,000円でございます。

7目自治振興費144万7,000円につきましては、町有バスの購入に係る執行残でございます。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費の208万3,000円の減額につきましては、新規の入所者がいないための減額でございます。

4目心身障害者特別対策費450万3,000円の追加でございます。それぞれ説明欄にあります。システム協議会の負担につきましては、法改正に伴う協議会の負担金でございます。扶助費につきましては、それぞれ決算見込みによる増減でございます。償還金につきましては、22年度の精算が生じたので、償還をするものでございます。

20ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童措置費1,387万9,000円の減額でございます。

申しわけありません。18ページの7目特別会計繰出金316万円の減額でございます。それぞれ決算見込みによる介護保険の減でございます。

2項児童福祉費1目児童措置費の1,387万9,000円の減額につきましては、それぞれ扶助費、償還金の決算見込みの確定によるものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費129万2,000円の減額でございます。これにつきましても、既に接種が終わっておりますので、決算見込みでございます。

4目特別会計繰出金5,388万6,000円の追加でございます。診療所会計に繰り出すものでございまして、3,442万3,000円につきましては改築分、1,946万3,000円につきましては運営費の繰り出し、合わせて5,388万6,000円を繰り出すものでございます。

7目野生鳥獣保護管理費187万9,000円の減額でございます。ただいま歳出で申しあげましたけれども、ダイキン工業から寄附をいただきながら事業を執行しておりますが、この執行残でございます。

5款農林水産業費3項水産業費1目水産業総務費374万6,000円の追加ござい

ます。これにつきましては、現在、8単協でレーダー監視施設が設置されておりますが、この老朽化に伴い、更新をするものでございます。根室管内漁業管理強化施設利用協議会を設置し、更新をするものでございますが、この協議会のメンバーは1市3町8単協で組織するものでございます。国が50%、北海道が25%、管内8単協が12.5%、1市3町12.5%、それぞれ負担をし、更新をするものでございます。羅臼町が374万6,000円を負担し、24年度に事業を実施するものでございます。

8款教育費1項教育総務費、22ページをお願いいたします。3目義務教育振興費362万6,000円の減額でございます。教育用コンピュータのリース料の減額でございます。費用の再算定、あるいはリースの期間の短縮による減額でございます。

3項中学校費2目教育振興費54万6,000円の減額でございます。決算による減額でございます。

4項幼稚園費1目幼稚園管理費180万円の減額でございます。代替等の賃金でございまして、決算による減額でございます。

5項社会教育費2目公民館費96万3,000円の追加でございます。燃料費に不足を生じるために増額するものでございますが、今般、宿泊を伴う利用者が多かったということの燃料費の増となるものでございます。

6項保健体育費1目保健体育総務費19万9,000円の増額でございます。このたび健康づくり財団から内示をいただきましたので、スノーシュー11セットを購入し、健康づくりに役立てるものでございます。

10款1項職員費1目職員給与費204万9,000円の追加でございます。退職手当組合納付金等の精算に伴うものでございまして、決算見込みによる増でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第2号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第3号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事

## 業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第3号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 28ページをお願いします。

議案第3号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ834万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,362万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものです。

今回の補正予算につきましては、平成23年度の共同事業拠出金の確定及び平成22年度の超過交付金の償還に伴い、補正をするものでございます。

29ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款1項国民健康保険税153万8,000円を減額し、4億8,697万円。

3款国庫支出金155万5,000円を減額し、3億1,900万8,000円。

1項国庫負担155万5,000円を減額し、2億9,314万2,000円。

6款道支出金155万5,000円を減額し、6,996万9,000円。

1項道負担金155万5,000円を減額し、794万円。

7款1項共同事業交付金669万9,000円を減額し、1億593万7,000円。

10款1項繰越金300万2,000円を追加し、2,464万円。

歳入合計834万5,000円を減額し、11億6,362万円。

歳出です。

3款保険給付費252万2,000円を減額し、7億773万5,000円。

1項療養諸費252万2,000円を減額し、6億2,200万7,000円

5款1項共同事業拠出金1,134万7,000円を減額し、1億5,973万4,000円。

10款諸支出金552万4,000円を追加し、749万1,000円。

1項償還金及び還付加算金552万4,000円を追加し、748万1,000円。

歳出合計は834万5,000円を減額し、11億6,362万円。

31ページです。

事項別明細書です。

歳入。

1 款 1 項 国民健康保険税 1 目 一般被保険者国民健康保険税で 1 5 3 万 8, 0 0 0 円の減額です。歳出の減額に伴う財源調整であります。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 2 目 高額医療費共同事業費負担金で 1 5 5 万 5, 0 0 0 円の減額。

6 款 道支出金 1 項 道負担金 1 目 高額医療費共同事業負担金で 1 5 5 万 5, 0 0 0 円の減額。

7 款 1 項 1 目 共同事業交付金 3 1 1 万 1, 0 0 0 円の減額。

2 目 保険財政共同安定化事業交付金 3 5 8 万 8, 0 0 0 円の減額。

いずれも歳出の 2 3 年度各拠出金の確定により、負担割合に応じて交付金が減額となるものであります。

1 0 款 1 項 1 目 繰越金で 3 0 0 万 2, 0 0 0 円の追加です。歳出の返還金の補正財源を前年度繰越金に求めるものです。

これにより、歳入の合計は 8 3 4 万 5, 0 0 0 円を減額し、1 1 億 6, 3 6 2 万円となるものであります。

3 3 ページ、歳出です。

3 款 保険給付費 1 項 療養諸費 1 目 一般被保険者療養給付費で 2 5 2 万 2, 0 0 0 円の減額です。支出状況が安定していることから、減額をするものでございます。

5 款 1 項 共同事業拠出金 1 目 高額医療費共同事業医療費拠出金で 6 2 2 万 1, 0 0 0 円の減額。

2 目 保険財政共同安定化事業拠出金で 5 1 2 万 6, 0 0 0 円の減額です。

共同事業拠出金につきましては、高額な医療費による市町村保険者の急激な負担増の分散と財政運営の安定化を図るための拠出金ですが、今回の減額は、それぞれ 2 3 年度の各拠出金の額の確定によるものでございます。

1 0 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 3 目 償還金で 5 5 2 万 4, 0 0 0 円の追加です。平成 2 2 年度の療養給付費等負担金が確定したことにより、超過した交付金を返還するものです。

これにより、歳出の合計は 8 3 4 万 5, 0 0 0 円を減額し、1 1 億 6, 3 6 2 万円となるものです。

なお、今回の補正予算につきましては、3 月 2 日に開催されました第 1 回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいていることを申し添えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号国保会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第3号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第4号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第4号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括ケア支援センター課長。

○地域包括ケア支援センター課長（齊藤健治君） 議案の35ページをお願いいたします。

議案第4号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,055万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正に定めております。

今回の補正につきましては、年度末を迎え、事業費の見込み並びに交付金等の確定などにより補正するものでございます。

36ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項介護保険料900万円を減額し、5,614万4,000円。

3款国庫支出金813万7,000円を減額し、8,168万7,000円。

1項国庫負担金515万6,000円を減額し、6,406万8,000円。

2項国庫補助金298万1,000円を減額し、1,761万9,000円。

4款1項支払基金交付金403万3,000円を減額し、1億868万円。

5 款道支出金 3 1 9 万 3, 0 0 0 円を減額し、5, 0 7 6 万 1, 0 0 0 円。  
1 項道負担金 3 1 9 万 3, 0 0 0 円を減額し、4, 9 6 4 万 2, 0 0 0 円。  
6 款財産収入 1 項財産運用収入 5, 0 0 0 円を追加し、7, 0 0 0 円。  
7 款繰入金 1, 8 4 5 万 7, 0 0 0 円を追加し、9, 2 4 5 万 9, 0 0 0 円。  
1 項他会計繰入金 3 1 6 万円を減額し、6, 0 9 7 万 9, 0 0 0 円。  
2 項基金繰入金 2, 1 6 1 万 7, 0 0 0 円を追加し、3, 1 4 8 万円。  
歳入合計 5 9 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、3 億 9, 0 5 5 万 4, 0 0 0 円。  
歳出です。

1 款総務費 7 5 万 9, 0 0 0 円を追加し、8 2 0 万 3, 0 0 0 円。  
1 項総務管理費 6 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、6 2 3 万 8, 0 0 0 円。  
3 項介護認定審査会費 1 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 5 3 万 1, 0 0 0 円。  
2 款保険給付費 3 6 2 万 4, 0 0 0 円を減額し、3 億 6, 3 6 4 万 8, 0 0 0 円。  
1 項介護サービス等諸費 2 万 6, 0 0 0 円を追加し、3 億 3, 7 9 4 万 9, 0 0 0 円。  
2 項介護予防サービス等諸費 4 0 0 万円を減額し、7 1 1 万 5, 0 0 0 円。  
5 項特定入所者介護サービス等費 3 5 万円を追加し、9 4 0 万 8, 0 0 0 円。  
6 款 1 項職員費 3 0 3 万 6, 0 0 0 円を減額し、1, 0 4 5 万 6, 0 0 0 円。  
歳出合計 5 9 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、3 億 9, 0 5 5 万 4, 0 0 0 円。

3 8 ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入です。

1 款 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者介護保険料 9 0 0 万円の減額につきましては、保険料の減に伴う減額補正でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 5 1 5 万 6, 0 0 0 円の減額並びに 2 項国庫補助金 1 目調整交付金 3 2 9 万 6, 0 0 0 円の減額につきましては、介護給付費の確定に伴う減額補正でございます。

4 目事業費補助金 3 1 万 5, 0 0 0 円の追加につきましては、介護保険システム改修費で、国の補助分でございます。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 4 0 3 万 3, 0 0 0 円の減額並びに 5 款道支出金 1 項道負担金 1 目介護給付費負担金 3 1 9 万 3, 0 0 0 円の減額につきましては、それぞれ介護給付費の確定に伴う減額補正でございます。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金 5, 0 0 0 円の追加につきましては、財政調整基金積立金利子でございます。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 3 1 6 万円の減額につきましては、1 節介護給付費の減額に伴う 4 7 万円の減額と、4 節職員給与費等繰入金の 3 0 3 万 6, 0 0 0 円の減額並びに 5 節事務費繰入金で 3 4 万 6, 0 0 0 円の追加によるものでございます。

2 項基金繰入金。4 0 ページをお願いいたします。1 節介護給付費準備基金繰入金 2,

160万8,000円の追加につきましては、歳入不足を介護給付費準備基金に財源を求めるものでございます。2節介護従事者処遇改善特例基金繰入金9,000円につきましては、平成23年度末に解散となる介護従事者処遇改善特例基金の残高を繰り入れし、翌年度、国庫へ返還するものでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で63万5,000円の追加です。内容につきましては、平成24年4月に改定される介護報酬に伴い、システム改修費63万円と、介護給付費準備基金の利子5,000円による増額補正のお願いでございます。なお、システムの改修費については、2分の1が国の補助となります。

3項介護認定審査会費2目認定調査費で12万4,000円の追加です。主治医意見書作成手数料に予算不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費3目審査支払手数料2万6,000円の追加です。先ほどの手数料同様、予算不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費で400万円の減額につきましては、給付費の減少に伴う減額補正のお願いでございます。

5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費35万円の追加です。サービス費に予算不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

44ページをお願いいたします。

6款1項職員費1目職員給与費で303万6,000円の減額につきましては、人事異動に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号介護保険会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第4号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第5号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険

## 診療所事業特別会計補正予算

◎日程第 1 1 議案第 2 1 号 財産の取得について

◎日程第 1 2 議案第 2 2 号 財産の取得について

○議長（村山修一君） 日程第 1 0 議案第 5 号平成 2 3 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算及び日程第 1 1 議案第 2 1 号、日程第 1 2 議案第 2 2 号財産の取得についての 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 議案の 4 8 ページをお願いいたします。

議案第 5 号平成 2 3 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

平成 2 3 年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 8, 3 2 5 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第 2 条は、継続費の補正でございます。

継続費の変更は、第 2 表、継続費補正によるものでございます。

第 3 条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第 3 表、地方債補正によるものでございます。

4 9 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款診療収入 1 項外来収入 2, 2 0 3 万 3, 0 0 0 円を減額し、1 億 2, 5 2 3 万 7, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 9 1 万 2, 0 0 0 円を追加し、5, 9 1 3 万 7, 0 0 0 円。

4 款道支出金 1 項道補助金 6 2 0 万円を追加し、6 2 0 万円。

なお、款 4 を新設し、以下、順次繰り下げるものでございます。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 5, 3 8 8 万 6, 0 0 0 円を追加し、4 億 1, 7 0 2 万 2, 0 0 0 円。

6 款 1 項繰越金 4 5 9 万 8, 0 0 0 円を追加し、4 7 3 万円。

8 款 1 項町債 4, 1 6 0 万円を減額し、3 億 7, 0 0 0 万円。

歳入合計196万3,000円を追加し、9億8,325万3,000円。

続きまして、歳出でございます。

2款1項医業費550万円を減額し、8,486万9,000円。

4款1項職員費746万3,000円を追加し、1億1,153万1,000円。

歳出合計196万3,000円を追加し、9億8,325万3,000円でございます。

51ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正でございます。

変更でございます。

1款総務費1項総務管理費、事業名は診療所改築事業でございます。

平成24年度の年割額に3,300万円を追加し、2億8,651万3,000円、総額を9億9,886万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、以前より町民から強い要望のございました人工透析治療の準備を進めるために必要な経費3,300万円を追加するものでございます。

第3表、地方債補正でございます。

変更でございます。

診療所設備整備事業債、過疎対策事業債につきましては、新診療所の備品整備事業のうち、起債対象外となることが見込まれる4,160万円を減額し、変更後の限度額を2億9,390万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

続きましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

52ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款診療収入1項1目外来収入から2,203万3,000円を減額するものでございます。内容につきましては、患者数の減少などに伴う減額でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目医療施設等整備費補助金91万2,000円を追加するものでございます。内容につきましては、新診療所建設に伴う補助金の確定によるものでございます。

4款道支出金1項道補助金1目北方領土隣接地域振興等事業補助金620万円を追加するものでございます。内容につきましては、医療備品の整備費用が対象事業として認められたことによるものでございます。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金5,388万6,000円を追加するものでございます。内容につきましては、今年度決算において収支不足が見込まれる1,200万円及び人事異動による職員費の不足分746万3,000円の合計1,946万3,000円を一般会計繰入金として、また、新診療所の備品整備事業のうち、起債対象外となることが見込まれている3,442万3,000円につきましては、財源を診療所改築基金に求めるものでございます。

6款1項1目繰越金459万8,000円を追加するものでございます。内容につきましては、補正額の財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

8款1項町債1目診療所事業債から4,160万円を減額するものでございます。内容につきましては、新診療所の備品整備事業のうち、起債対象外となることが見込まれる分について減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

54ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費2目診療所建設費、財源充当の変更でございます。

2款1項医業費、医薬品衛生材料費から550万円を減額するものでございます。患者数の減少などによる不用額が生じる見込みであることから、医薬材料費を減額するものでございます。

4款1項職員費1目職員給与費に746万3,000円を追加するものでございます。人事異動等による給与費を増額するものでございます。

なお、この補正予算につきましては、3月2日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますので、御報告させていただきます。

続きまして、議案の76ページをお願いいたします。

議案第21号財産の取得について。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

取得物件は、医療情報システム一式。

取得の目的は、診療所における診療全般の電子記録、検査処方等の情報伝達、医療費の計算などであります。

取得価格につきましては7,499万9,400円でございます。

契約の相手方は、釧路市芦野1丁目20番20号、株式会社あしのメディカル、代表取締役渡邊浩往でございます。

なお、医療情報システムの概要につきましては、それぞれ参考資料の18ページ、19ページに掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

続きまして、議案の77ページをお願いいたします。

議案第22号財産の取得についてでございます。

次の物件を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

取得物件は、X線画像診断システム一式でございます。

取得の目的は、診療所におけるX線撮影情報のデジタル化などでございます。

取得金額は1,176万円でございます。

契約の相手方、釧路市中園町2番29号、株式会社ムトウ釧路支店、支店長古川旭でございます。

なお、X線画像診断システムの概要につきましても、参考資料の20ページに掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

3番高島讓二君

○3番（高島讓二君） 職員費についてお尋ねしたいと思います。55ページ。

人事異動によることで、職員費がふえたというふうに今説明を受けたのですが、具体的にもう少し詳しく教えていただけますか。もうあと何カ月もないわけですね、孝仁会に移行するまで。その間、給与費がふえたということについて、もう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（村山修一君） 事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 給与費についての御質問でございますが、お答えいたします。

給与費につきましては、今年度におきまして、6月1日付で一部人事異動が行われたわけですが、その際に、プロジェクトで給与費用を見ていた職員が役場のほうに異動しまして、新たに診療所のほうに職員が配置されたわけですが、今までプロジェクトのほうで給与費を見ていただいたものですから、新たに6月1日付で診療所のほうに来た職員費1年分といいますか、10何カ月分、補正しなければならないものですから、今回、このような状況になっているという内訳でございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） つまり庁舎のほうから1人ふえて、一般会計のほうから1人ふえて、その分、診療所のほうに1人ふえたということですか。

○議長（村山修一君） 事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 人の増減については実際上はないのですが、給与を負担する会計上で予算のやりとりということで、従来は一般会計で見ていた職員の分を診療所会計でみるようになったということに伴いまして、1名分追加になったというような内容でございます。実質的な職員の増にはつながっておりません。

以上でございます。

○3番（高島讓二君） わかりました。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第5号及び議案第21号、議案第22号を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第5号国保診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第5号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号財産の取得は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第21号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号財産の取得は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第22号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第13 町長・教育長行政執行方針

---

○議長(村山修一君) 日程第13 町長・教育長行政執行方針の説明を求めます。

最初に、町長行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長(脇 紀美夫君) 平成24年度の町政運営に当たり、改めて町民皆様の思いを共有しながら、町民の幸福と羅臼町発展のため、全力を傾注して町政執行に当たる決意を新たにしているところであります。

昨年は、3月11日発生の東日本大震災と原発事故という未曾有の大災害に見舞われ、全国民、日本全地域を挙げてその対応や対策に取り組み、いまだその途上にある現況を見

るにつけ、一日も早い復旧、復興を念願する次第であります。

本町の町政運営につきましては、昨年に引き続き、地域医療再生、防災対策、産業の活性化、地方財政など、羅臼町の存亡にかかわる重要な基盤をしっかりと築き上げるため、全力を傾注してまいります。

町民の命と暮らしを守る根幹ともいえる医療施設につきましては、新診療所、知床らうす国保診療所として、本年7月1日開始に向け準備を進めているところであります。

さらには、高齢化社会が急速に進む中、町民の皆様から強く要望があります福祉施設につきましても、民設民営による小規模特別養護老人ホーム、ふくろうの郷が開所に向け準備が進められており、これにより医療、保健、福祉が有機的に連携し、町民の生活と暮らしを守る医療と福祉サービスの充実が図られるものと期待しているところであります。

地域経済に目を向けますと、基幹産業であります水産業は、イカの漁獲増と秋サケの漁獲高に恵まれた結果、昨年とほぼ同様の取り扱いになりました。その一方で、昆布漁やスケソウ、ホッケ漁については、不漁により漁獲が伸びず、漁業経営者にとっては依然として非常に厳しい状況が続いていると認識しております。

しかも、依然としてロシアトロール船による操業が北方四島周辺の安全操業海域で行われており、前浜の漁業資源の減少傾向、漁具被害の発生など、きわめて憂慮すべき漁業環境に置かれています。

領土問題という難しい問題を抱えた中ではありますが、水産業を基幹産業とする我がまちにとって、その基盤強化と持続的な産業確立が重要な課題でありますので、北方四島周辺水域におけるロシアトロール船の操業阻止に向け、羅臼漁業協同組合と連携し、引き続きオール羅臼で関係機関に対し粘り強く要請活動を続けてまいります。

このような状況の中、昨年末、発生しました秋期刺網漁業において、秋サケの捕獲、販売をした北海道海面漁業調整規則違反に関しましては、大変残念なことであり、今後、羅臼漁業協同組合が再発防止に向け取り組むこととしておりますが、町長として、公共的団体に対する総合調整権限の範囲内で、魚の城下町・らうすの信頼を取り戻すこととあわせ、羅臼町の名誉回復のため最善の努力をしてまいりたいと存じます。

また、水産資源の活用については、らうす産業活性化プランに基づき、地域資源を最大限に生かす取り組みを計画的に推進し、地場水産品の高付加価値化を促進してまいります。

ことしも引き続き厳しい行財政運営となりますが、議決機関としての議会の皆様と、執行機関の町長として、役割と立場に心して、町民が安心して暮らし元気で頑張れるまちづくりを目指して、羅臼町発展のため、先頭に立って全力を尽くしてまいります。

3期目の2年目に当たる私のまちづくりに臨む基本姿勢につきましては、地域医療再生、防災対策、産業の活性化、さらには地方財政の確立に向けた税の収納対策の強化など、羅臼町の存亡にかかわる重要な基盤をしっかりと築き上げるため、勇気を持って決断し、実践する基本姿勢を堅持し、引き続き攻勢に転じた行政運営を進めてまいります。

こうした認識に立ち、三つのキーワードを柱として町政運営に臨んでまいります。

一つは、選択と集中の行政運営であります。

ともすれば、従来より行政の運営は、平均的に、平等にということが前提でありましたが、政権の交代、低迷する経済、地域主権の動きなど、地域の魅力を磨く個性ある地域づくりが求められています。

これらを踏まえ、従来のあれもこれも平均的にという行政運営から、目的を集中化し、発展させて、全体の活力を底上げする、あれかこれかの視点に立ち、地域を磨く行政運営を進めてまいります。

二つ目に、やる気支援であります。

まちづくりに大切なことの一つに、地域住民のやる気を醸成することが挙げられます。そのことが町全体の発展に結びつくことを願い、頑張る個人、団体への積極的な支援を進めてまいります。

三つ目は、協働のまちづくりであります。

まちの元気の源は地域の中に存在します。町政の運営には、町民一人一人が担う役割をはっきりさせ、みずから地域の課題を解決していく姿勢と行動が求められます。町民と行政の協働と役割分担は、町民主体のまちづくりが基本であり、町民や団体の自立、地域の自立、効率的な行政運営ができなければ、羅臼の自立はあり得ません。町民が前向きにみずからの地域の発展に寄与できるよう、何もかも役場から、互いの役割を認識した協働のまちづくりを進めてまいります。

これらの基本姿勢は全職員で共有し、多くの町民皆様の協力をいただきながら、町民の幸福と羅臼町発展のため、全力を傾注してまいります。

医療を取り巻く環境が依然として厳しい状況の中で、住みなれた地域で安心した生活を送るためには、医療、保健、福祉の連携が重要であることから、これまで公設民営による医療再生に向けた取り組みや、羅臼町地域包括ケア支援センターを設置するなど、地域包括ケアの推進のための環境づくりに努めてまいりました。

町民の命と暮らしを守る根幹ともいえる国保診療所につきましては、いよいよ本年度、新診療所が完成します。

新診療所の完成にあわせ、効率的、安定的な診療所運営を目指すとともに、充実した医療サービスを提供するため、指定管理者制度を導入し、7月1日より社会医療法人孝仁会が新診療所の管理運営を担うこととなっております。

特に新診療所開設後には、24時間救急の受け入れや入院病棟の再開をするほか、以前より強い要望がございました地元での人工透析治療について、準備が整い次第、治療を開始するための予算を計上させていただきましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、福祉分野と連携した新診療所の機能としましては、在宅での生活支援のための機能訓練の充実を図り、通所リハビリなどのサービスを拡充してまいります。

今後、羅臼の地域医療を持続可能なものにしていくためには、医療を提供する側だけでなく、いわゆるコンビニ受診（緊急性がない夜間・休日受診）の撲滅など、受診側においてもマナーの改善や協力が大切であり、町民一人一人が地域医療を守っていくという意識が重要であることから、行政としましても町民啓発に引き続き取り組んでまいります。

医療、保健、福祉の連携を軸にした地域包括ケアの推進につきましては、平成21年4月に設置いたしました羅臼町地域包括ケア支援センターを中心に、定期的に会議を開催し、情報の共有をしてまいりました。

今後は、新診療所の指定管理者制度の導入にあわせ、民間の運営による新診療所を軸に、公と民がより連携を深めていくことが必要となります。そのため、今までの包括ケア支援センターの活動をさらに充実し、継続的な情報の共有体制の構築を図り、町民の協力をいただきながら、地域包括ケアを進めてまいります。

また、福祉の充実につきましては、町民の多くが待ち望んでおりました小規模特別養護老人ホームが本年5月11日に開設が予定されています。

新施設におきましては、入所される方とその御家族が安心できる介護サービスの提供が期待されており、町としましても、今後も住みなれた地域で生活ができるよう、地域密着型サービスの充実を図り、高齢者と家族を支える在宅の生活支援や介護予防の取り組みを一層推進してまいります。

また、保健分野では、これまで各種検診の拡充について、町で実施する総合健診の充実を図ってまいりましたが、町内の特定健診受診率は依然として低い状況にあることから、今後はみずからの健康はみずから守る意識を強く持っていただくため、集団検診の充実に加え、年間を通じた個別健診の実施など、より健診を受けやすい環境をつくる必要があります。そのため、新診療所の開設後、通年にわたって健診が受けられる体制の整備と健診内容の充実を図ってまいります。

防災対策につきましては、昨年3月11日に発生した東日本大震災を過去の出来事とするのではなく、現実を改めて振り返り、再確認することにより、教訓として重く受けとめ、いつ発生するかわからない地震、津波、火山などの災害に備えなければなりません。

これまで町民が迅速に避難することができるよう、避難場所や危険区域など、防災対策にかかわる情報を掲載したハザードマップを作成し、地震、大雨などの災害時には各町内会館で一時的な避難ができるよう、備蓄品の整備をしてまいりました。

しかしながら、町民の防災意識は希薄な状況にあります。自分の命はみずから守るという防災の原点に立って、みずから災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められております。

そのため、町内会を通じた自主防災組織の強化が必要であり、町民が的確に行動し、被害を最小限に食いとめるため、日ごろから町内会で地域の安全点検や防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施など、地震や津波被害に対する備えを行い、実際に災害が発生した際には、被災者の救助、救出、情報の収集などを自主的に行うことができる自主防災組織の

体制づくりを進めてまいります。

津波対策につきましては、津波による浸水が予想される場合は高いところへ避難するという町民みずからの迅速な行動が人的な被害を軽減する最も有効な手段であり、海岸線を有する町内会では津波避難計画を策定することが望まれております。そのため、ハザードマップを活用しながら、各町内会の実情に応じた具体的な津波避難計画を策定するための取り組みをしてまいります。

また、津波が押し寄せた場合に高台などへ避難する場所がない地域もありますので、擁壁を利用した階段の設置や治山事業工事用通路の活用について、防災の視点から町民の安全確保をするための環境整備を図ることができないか、関係機関と協議を進めてまいります。

備蓄品の整備につきましても、津波の被害を受けにくい高台にある施設を備蓄品の拠点施設として、旧知円別小中学校、湯ノ沢国道除雪センター、幌萌農林漁業体験実習館の3カ所を設定し、非常食などの備蓄品の整備を図ってまいります。

地域産業の活性化につきましては、羅臼町産業活性化プランに基づき、羅臼漁業協同組合や羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会などとの連携を図りながら、資源の維持拡大、産業活性化補助金の創設や知床羅臼町体験学習協議会を設立し、個人や団体の支援や交流人口の拡大に努めてまいりました。

しかしながら、基幹産業である漁業は、秋サケ、イカの取扱高が前年を上回る好結果となっておりますが、主要魚種のホッケ、スケソウダラが大幅に下回り、刺網漁業者には依然厳しい状況にあり、引き続き沿岸資源の維持、増大と資源の有効活用が求められております。

資源の維持、増大につきましては、今後の羅臼町の基幹産業を左右する重要な課題であり、今年度も引き続き羅臼漁業協同組合の実施する調査や各事業を支援するとともに、減少傾向にある地場資源の有効活用を図るため、新たな商品開発や地場水産品の高付加価値化を積極的に支援してまいります。

また、沿岸資源が減少傾向にあることから、陸上養殖の産業化を目指すことを目的として発足された羅臼陸上生産研究会の活動について、漁業協同組合とともに支援し、生産と供給、価格の安定を図ることが期待できる陸上複合養殖を推進し、資源の高付加価値化を進めてまいります。

観光客誘致や交流人口の拡大の取り組みを進めるため、昨年8月に町内20団体で設立された知床羅臼町体験学習推進協議会は、当町のすぐれた観光資源を有効活用した体験メニューを開発し、積極的に観光客や学習旅行の誘致活動を行い、オール羅臼での受け入れ態勢を構築するものであります。今年度は、道内の中学校4校、関西の高校2校の来町が決定しており、今後につながるよう積極的な誘致活動を進めてまいります。

また、道の駅周辺活性化の取り組みにつきましては、道の駅を訪れる観光客が滞留できるよう、地域の特性を生かしたゾーンの形成を目指し、地域住民や関係団体との協議を進

めてまいります。

北方四島周辺の安全操業につきましては、ロシアトロール船との操業海域が競合する狭隘な海域であることから、毎年、漁具被害が発生しております。これまで関係機関に対し、ロシアトロール船の即時操業停止や漁網、漁具被害に係る補償補てんをお願いしてきたところでありますが、昨年7月に実施したオール羅臼での要請活動の結果、漁具被害などの補てんに関しては前向きな回答を得ており、今後も積極的に要請活動を推進してまいります。

生活環境の推進につきましては、連合町内会主催による春の一斉大掃除や、中学生、高校生による中高一貫教育の趣旨に基づくボランティア活動により、峯浜町から岬町までの漁港を中心とした周辺地域の清掃活動の実践並びに老人クラブや各事業所などの日ごろの清掃活動は、愛町精神のあらわれであり、大変うれしく思っております。

しかしながら、一部の心ない者のごみのポイ捨てなど、不法投棄は後を絶たない状況にあり、検挙されるケースも出ております。この行為は、世界自然遺産・知床に生かされている羅臼町をきれいなまちにしようと日々清掃活動を実践している多くの町民の心を踏みにじる行為であり、決して許されるものではありません。そのため、本年度は今まで取り組んできた施策の検証と強化を図ってまいります。

不法投棄の根絶に向けた啓発活動と監視体制の強化につきましては、羅臼海上保安署、中標津警察署、羅臼駐在所及び麻布駐在所の協力をいただき、悪質不法投棄者には検挙を視野に入れたパトロールの強化を実施し、ねむろ自然の番人宣言事業所の協力をいただきながら、監視体制の強化を図ってまいります。

ねむろ自然の番人宣言につきましては、現在、8カ所の事業所、団体の賛同をいただいております。それぞれの事業所などで社員教育や清掃活動並びに不法投棄の監視を実践中であり、さらなる事業所の加入を促進し、監視の強化と不法投棄の撲滅を目指します。

環境基本計画策定につきましては、平成22年12月13日に16名の方に羅臼町環境審議会委員を委嘱しており、本年3月末に環境基本計画の答申をいただくことになっております。

この計画は、世界自然遺産のまちとしての環境と共生する社会の創造に関する取り組みを具体化するための個別計画に当たります。さらには、近年、世界的な大きな課題となっている地球環境保全に積極的に取り組むとともに、世界に誇る貴重な財産である知床の自然を守り育てることによって、町民の生活をより快適で豊かなものにし、地域の活力と魅力を高めていくことを目的としています。

なお、環境基本計画につきましては、ダイジェスト版を作成し、広く町民に周知してまいります。

教育、文化の構築につきましては、社会の変化や教育を取り巻く環境の変化を的確にとらえながら、学校、家庭、地域が一体となった教育活動に努めてまいりました。

先人たちが築き上げてきた豊かな教育と文化の伝統をさらなる未来に向けて継続してい

くために、子どもたちの限らない可能性と素質を高め、社会の変化にたくましく対応する力を備えた人材の育成が求められています。そのため、学校教育、社会教育及び文化活動への支援や環境の整備などを通して、教育、文化の向上と推進を図ってまいります。

中学校の改築につきましては、平成17年策定の自立プランの中で、中学校1校化を示しておりますが、その後、さらなる児童数の減少など、教育を取り巻く環境は大きく変化していることから、新たな判断が必要であると考えております。

これまで教育委員会において教育関係者の意見をいただいておりますので、これらの意見を参考としながら、望ましい将来像を見据えた改築を、平成27年度を目途に方向性を示してまいります。

ユネスコ・スクール活動につきましては、世界自然遺産知床の豊かな教材を生かした教育を実践し、町立幼稚園を初め小中学校、高等学校における1年間の活動状況を発表する場を設定するなど、環境保全と利用を意識した人材の育成を目指してまいります。

社会教育につきましては、活動の活性化を図るため、体育施設などの指定管理者制度導入に向けた検討を進め、豊かで潤いのある地域社会を目指してまいります。

当町における財政健全化の取り組みにつきましては、地方交付税に高い依存率を占める財政構造の中、職員給与独自削減の協力も得ながら、厳しい行財政改革を断行し、不良債務の解消などに努めてまいりました。

しかしながら、依然として低迷を続ける経済や少子高齢化の進行、さらには町民ニーズの多様化など、当町の財政環境はますます厳しさを増しております。行財政改革の検証、見直しを含め、これまで以上の改革を断行してまいります。

また、平成22年度から過疎地域の指定を受けたことに伴い、財源確保の観点から、過疎債など有利な財政措置が図られるよう歳入の確保に努めてまいります。さらには、将来の財政安定化を目指すため、財政調整基金や、今後予定しております中学校建設に向けた文教施設整備基金への積み立てをしてまいります。

一方、行財政運営維持のためには、自主財源である町税を初め使用料など、歳入の確保に向けた取り組みを積極的に進める必要があります。

町税などの収納対策としましては、誠意のない悪質滞納者に対しては、引き続き釧路・根室広域地方税滞納整理機構と連携し、差し押さえを執行してまいります。

加えて、本年度は各団体、組織の理解を求めながら、特別徴収の推進を図り、さらに漁業協同組合並びに漁業者の理解を求めながら、組合勘定制度の導入について検討してまいります。

また、昨年から、税徴収の専門指導と滞納整理を進めるため、再び北海道と人事交流を実施しており、今後の課題整理に期待をしているところであります。

いずれにいたしましても、公平、公明、公正の観点を持ち、今まで以上の収納対策に取り組み、自主財源の確保に努めてまいります。

地方自治の発展は、羅臼町がすべて単独、自力で実施していくということではありませ

ん。国や道並びに民間の施策や計画とともに環境整備を行い、関係方面への支援を期待し、事業の要望を進めてまいります。

初めに、老朽化が著しいことから整備要望をしておりました羅臼湖歩道につきましては、平成24、25年度の2カ年で、環境省及び林野庁により整備されることが決定いたしました。今後、今まで以上に利用者がふえ、知床の魅力を発信できることを期待するものであります。

次に、道道知床公園羅臼線のマッカウストーンネル工事につきましては、安全で確実な道路交通の確保に向け、北海道が平成23年12月に着工し、平成25年度に供用開始の予定で工事が進められておりますが、本トンネルの完成は地域住民の安全確保のためには一日も早い供用開始が求められておりますので、引き続き早期完成に向けて北海道に要望してまいります。

ヒカリゴケの保全、継承及びマッカウス洞窟の整備につきましては、平成23年度に当町からの要望により、北海道が委託業者によるヒカリゴケの生育環境やマッカウス洞窟内の地質や亀裂解析の調査を実施し、対策方針の検討を行ったことを踏まえて、今後もこれらの保全や洞窟整備に向けて、北海道や関係機関などの協力をいただきながら事業を推進できるよう要望してまいります。

社会基盤整備につきましては、国土保全、高潮対策として、平成20年度から町内4地区で実施されている道州制海岸高潮対策事業は、今年度も引き続き実施される運びとなっております。

また、大規模高潮対策事業として要望しておりました峯浜地区及び海岸町地区は事業採択となり、平成24年度は調査、平成25年度から工事着手の予定となっております。

羅臼漁港の整備につきましては、衛生管理施設として、第3、第4市場前屋根つき岸壁を整備中でありまして、本年8月完成予定であります。その後、中央埠頭耐震岸壁の整備が計画されております。

次に、フレッツ光回線の導入につきましては、NTT東日本の御理解をいただき、昨年12月1日に羅臼局（87局）が開通され、約400件の申し込みがありました。光回線が整備されることによって、社会活動や経済活動など、地域の発展の手段として有効に活用されていくことを期待しており、今後も全町的に整備が図られますよう、羅臼町光通信を推進する会と連携を図りながら引き続き要望してまいります。

最後に、ゼロ歳児からの託児施設の開設につきましては、民設民営の認可外保育園として建物内外部の改修と設備などの整備が進められており、4月1日の開設予定となっております。

託児所では17名程度の受け入れを見込んでおり、対象はゼロ歳児から幼稚園入園前の幼児となっております。365日の運営、24時間の長時間保育を基本としていることから、子育て中の共働き世帯など、働く女性が安心して子どもを育てられる環境が徐々に整いつつあるところです。

町といたしましては、託児施設の建物敷地と園庭について無償貸与するなど、今後も運営事業者への支援をしてまいります。

以上、町政を進めるに当たっての私の所信の一端を述べさせていただきました。

ここ数年、羅臼町は大きな困難に立ち向かっている状況にあります。しかし、今の羅臼が存在するのは、知床の海、そして知床の山に大いなる夢を託した先人が、厳しい自然と闘いながら数々の困難を乗り越えてきたからこそ、私たちの郷土、羅臼があると認識しております。

私たちも、次代を担う子どもたちの未来のために、過去を振り返り、足元をしっかりと見つめ、未来へ向かって困難を克服し、力強く前進することが、知床の自然を守り、歴史をつないでいくという責任を果たすものと確信しております。

今、世界各国が財政危機に見舞われている中で、格差社会や地方の疲弊が一段と進み、財政、医療など、自治体ではだれもが予想していなかった崩壊という異常な状況が生まれております。

私は、こうした困難に立ち向かうため、町民一人一人が先人のまちづくりに思いを巡らし、多くの英知を結集し、これからを担っていく子どもたちに大きな可能性を秘めたふろさと羅臼のすばらしい自然、文化、歴史を伝えていくことが、今を生きる私たちに課せられた使命であるとの思いを改めて認識し、確かな将来のためにたゆまぬ挑戦を続けていく決意であります。

町民皆様、議員各位、羅臼町を応援してくださる全国の皆様や関係機関、諸団体の皆様の特段の御理解と御支援を心からお願い申し上げ、行政執行方針といたします。

ありがとうございました。

**○議長（村山修一君）** 次に、教育長行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

**○教育長（池田栄寿君）** 平成24年羅臼町議会第1回定例会の開催に当たり、教育行政の主要な執行方針について申し上げます。

今、世界は、自然災害の多発や政治・経済の混乱により、国際社会の協力がますます重要性を増しています。

こうした中、我が国では、昨年3月11日に発生した東日本大震災や原発事故によって多くの被災者が発生し、国家の課題として対応、対策が講じられているところであり、被災地が活力ある未来の創造に向けて早期に復旧、復興していくことを強く念願するものがあります。

新しい時代に教育が担う役割はきわめて大きく、より一層の充実、発展が望まれています。

教育委員会は、町民憲章の理念を基底として、羅臼町教育目標に掲げる学校教育推進の重点項目実現に向けて、子どもたち一人一人が生きる力と確かな学力を育み、健やかに成長していくことができるよう、学校、家庭、地域がより一層連携を深めながら教育活動を

推進するとともに、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を図ってまいります。

また、生涯学習社会の進展に伴い、生活の質の向上を目指す学習への意欲が高まっており、第6次羅臼町社会教育中期計画に沿って幼児期から高齢期まで、それぞれの時期に応じた学習機会の提供に努め、人と文化と自然が共生できる地域社会の実現を目指して、魅力ある社会教育の推進に努めてまいります。

社会状況や経済情勢などの要因が絡み合いながら、地域や家庭の教育力の低下を初め子どもたちの規範意識や社会的マナー、公共心の希薄など、教育を取り巻く環境も複雑に変化をしてきております。

地域社会をさらに発展させていくために、それぞれの分野における課題を整理し、専門機関を初め関係する団体などとの連携を強化しながら、教育は未来への投資と人づくりであることを基盤として諸施策を推進してまいります。

子どもたちの教育につきましては、基礎学力の定着と向上を図る取り組みの充実を目指しながら、家庭における生活習慣や学習習慣の定着に向けた活動を推進するとともに、幼稚園から小学校、中学校へと続く一貫性のある子どもへのかかわりを深化させるために、学校やPTAなどと連携をしながら具体的な活動を推進してまいります。

さらに、第6次羅臼町社会教育中期計画の推進を重点としながら、中高一貫教育の生徒会交流活動や、一般を対象とした知床の自然環境に親しむ具体的な方法について、関係団体との協議を進めてまいります。

子どもたちにとって、未来のふるさとづくりに求める重要な資質は、一人一人が夢や希望を抱き、心豊かにたくましく生き、主体的に人や社会とかかわりながら、みずからの課題を見つけ、解決する能力を持つことです。

学校教育は、家庭や地域社会との連携はもとより、幼児期から高校までを視野に入れた体制づくりと、教職員の専門性の向上を図ることが必要ですので、教育における不易と流行をしっかりと見定め、時代の進展に対応した施策を積極的に推進してまいります。

特に課題であります中学校校舎の建設につきましては、教育関係者によって適正配置計画の再検討を行っておりますので、意見をまとめまして町長と協議してまいります。

また、学校給食センターにつきましては、委託業務や管理業務についての見直しを行い、効率的な管理運営を進めてまいります。

学校教育の推進につきまして、6点申し上げます。

1点目は、人間形成の基礎を培う幼稚園教育についてであります。

幼児期は、遊びや生活の中で主体的に環境に取り組み、直接的、具体的な体験を通して、生きていく力の基礎となる心情、意欲、態度などを育成していくことが重要です。

このような幼児の発達の特性を踏まえ、小学校との連携を一層強化し、子どもの発達や学びの連続性を確保する取り組みを推進してまいります。

また、小学校教育との円滑な接続を推進するため、教職員や園児と児童の交流もそれぞれ教育課程の中に位置づけ、積極的に推進するほか、教職員には北海道立教育研究所や特

別支援教育センターなどが行う研修会を活用し、資質の向上を図る取り組みを充実させてまいります。

さらに、3歳児のさまざまな課題に対応するため、クラス定員の減員を検討するほか、現在、保健福祉課が実施しているフッ素塗布に加え、保護者の協力を得ながら、4歳児、5歳児には歯磨き指導とあわせてフッ化物洗口を行い、園児の虫歯予防を推進してまいります。

また、小学校入学の事前学習の一環として、食育指導も必要でありますので、5歳児の3学期に給食を実施するなど、幼稚園教育の充実、発展を目指してまいります。

2点目は、確かな学力を育む学習指導についてであります。

学ぶ意義をよく理解し、基礎的、基本的な知識、技能の確実な定着と、これらを活用する力の育成は、社会がどのように変化をしても必要不可欠なものであります。

そのため、本年度も全国学力学習状況テストの参加と、全学年で分野別到達度テストを実施し、子どもたちの学力の状況を的確にとらえ、基礎学力の定着に向けた資料として活用してまいります。

また、学校での教育実践力の向上を目指して行う学習指導法研究会や自主公開研究会を支援するほか、北海道立教育研究所と共同で進める児童生徒の学力向上プロジェクト研究事業を推進してまいります。

さらに、学校の長期休業を活用した道研フリープラン研修や特別支援教育研修への積極的な参加を促し、教職員の専門家としての資質や能力の向上を図る取り組みを奨励してまいります。

北海道教育大学釧路校との連携につきましては、大学からの外部評価を含めた協力を得て、学生ボランティアによる放課後学習の実施や小学校、中学校の教科支援員を本年度も配置してまいります。

3点目は、信頼される学校教育についてであります。

価値観の多様化に伴い、学校だけでは十分に対応しきれない要望や苦情も見られますので、学校ではPTA活動や学級懇談会のほか、必要に応じて地域懇談会を開催するなど、地域の共通理解を深めるために、学級や学校が伝えたい情報だけを伝えるのではなく、保護者や地域住民が必要とする情報をわかりやすく提供し、双方の思いを分かち合うことが重要です。

そのために、学校評価や各種アンケート調査結果の情報公開に努めるとともに、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整え、意見交換や情報交換の場を日常的に高める工夫を重ね、学校の説明責任を果たすとともに、開かれた学校づくりを推進してまいります。

また、教育は児童生徒や保護者と教職員との信頼関係を基盤として成り立っており、教職員には社会人一般に求められる以上の高い規範意識とモラルが求められます。

児童生徒や保護者などからより一層信頼される教職員を目指して、確固たる職業倫理観や使命感を持ち、地域社会からの期待にもこたえることができるよう、教職員の規範意識

を常に高く維持するための効果的な研修を行い、法令や服務規律の遵守など、日々の意識の高揚を図ってまいります。

4点目は、豊かな心や健やかな体を育む教育についてであります。

子どもたちを取り巻くさまざまな環境の変化が心の活力を低下させているとの指摘があり、学習指導要領の基本的な考え方の一つとして、豊かな心や健やかな体の育成を図る指導が挙げられ、道徳教育や体験活動の充実が求められています。

豊かな人間性を育むために、知床の自然を活用した体験学習を積極的に推進し、生命尊重の心や自尊感情の高揚を図るなど、人間として持つべき規範意識や自分への信頼感、他者への思いやりなどの道徳性を養い、それらを基盤として、法やルールの意義を正しく理解し、適切に行動できる人間の育成を目指してまいります。

子どもたちの体力につきましては、体力・運動能力調査や学習状況調査などの結果から見ますと、体を動かす機会が減少している傾向が示されていますので、学校では体を動かすための外遊びや屋内での活動を工夫してまいりますとともに、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣を育ててまいります。

また、家庭での食習慣の確立は、成長期にある子どもが健康な心身を育むためには欠かすことができない要因の一つでありますので、正しい食習慣を育成するために、学校給食センターの栄養士や各校の養護教諭などと連携し、食に関する指導の充実を図ってまいります。

また、生活リズムを向上させるため、羅臼町PTA連合会が推進している早寝・早起き・朝ごはん運動を引き続き支援するとともに、幼稚園や学校全体で虫歯予防に取り組むなど、望ましい生活習慣の定着に向けた活動を推進してまいります。

学校における防災教育は、子どもたちの尊い命を守るために重要な役割を果たしておりますので、教職員の責務はきわめて重大であります。

そのため、東日本大震災の教訓に学び、羅臼町が作成するハザードマップを活用しながら、津波や土砂崩れなどを想定した避難訓練を全校で行うとともに、学校におけるすべての教職員が危機管理の一環として瞬時の対応が図れるよう、安全体制の一層の充実に努めます。

5点目は、羅臼町支援教育の推進についてであります。

特別支援教育につきましては、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心として、教職員による推進体制の充実が図られておりますほか、通常の学級に在籍する困り感のある児童につきましては、特別支援教育支援員を配置し、一人一人の日常生活や学習など、教育的ニーズに応じた適切な支援に努めているところであります。

しかし、学校におけるいじめ問題や不登校問題などにつきましては、その要因や実態がますます多様化していることから、生徒指導上の課題もあり、子どもたちの成長と発達に伴う具体的な対応が求められています。

学校における定期的なアンケート調査や教育相談の実施などによる実態把握を促し、学

校、家庭及び関係機関との連携強化を図りながら、問題の早期発見、早期対応に努めてまいります。

特に不登校につきましては、長期化する傾向や、児童虐待が疑われる事例への対応も急がれることから、関係機関や団体と連携し、障害の有無にかかわらず、幼稚園から高校生までを対象とした課題を抱える子どもたちの効果的な支援方法の具体化を図るため、個別の支援計画書を作成し、きめ細かな成長と発達を支える活動を推進してまいります。

6点目は、自然環境教育の推進についてであります。

羅臼町では、世界自然遺産知床の豊かな自然環境を教育資源として活用し、自然環境を正しく受けとめ、自然の声に耳を傾けられる力を持った人材の育成を目指して、自然環境教育を推進してまいりました。

さらに、各学校では、総合的な学習の時間を中心に、あらゆる指導の機会を活用して、国際理解、多文化共存、健康、安全など、地域の実態を生かした教育活動を展開しています。

その上で、羅臼高校で推進している自然環境科目群やキャリア教育へと接続していく教育の体系が構築されつつあります。

これらの教育活動は、ユネスコの提唱する持続可能な発展のための教育の精神に合致するものであり、昨年度、町内の全園、全校がユネスコ・スクールへの登録を申請いたしました。

今後は、ユネスコ・スクールとしての活動を一層発展、充実させるとともに、研究発表会の開催などによって各園、各校の実践の交流を図り、情報発信力を高め、あわせて児童生徒の発表力の向上に努めてまいります。

これによって、各園、各校がそれぞれの特徴を生かし、実態に即した共通の目標を持ってユネスコ・スクール活動に取り組む体制が充実することになりますので、これらを支援するため、発達段階に応じた教育プログラムの提供や教員の研修機会の提供、必要に応じて専門指導員の派遣をするほか、知床財団や郷土資料館の専門家との連携を図り、羅臼町の子どもたちが郷土の自然や環境問題に対して興味、関心を高め、必要な知識、技術、態度の習得を促進することができるよう、意を用いてまいります。

社会環境の急激な変化や少子高齢社会の進展に伴い、趣味や知識、技能、教養などを高めるための活動など、自己実現や生きがいを求める活動が強まっています。

人は、学ぶことによって自己の充実を感じ、社会性を豊かにすることができますので、それぞれの生活に合った多様な学習需要に対応できる環境整備を進め、いつでも、どこでも、だれでもが学ぶことができる学習環境の実現が重要であります。

羅臼町第6次社会教育中期計画は、そのような背景を踏まえて、持続可能なふるさと羅臼の構築と生涯学習社会の確立を目指して策定されましたので、今後4年間にわたり、ふるさと学習の推進を重点としながら、知床の貴重な自然や羅臼町の輝かしい歴史と文化遺産を生かし、羅臼らしさを基調とした生涯学習推進のための基盤を整備し、町民一人一人

が自己の充実と生きがいを実感しながら、主体的にまちづくりにかかわっていく意識の醸成を図ってまいります。

社会教育の推進につきまして、3点申し上げます。

1点目は、地域の課題を見つめ、自主自立のまちづくりを目指す取り組みについてであります。

羅臼町の社会教育は、知床の豊かな自然の恩恵を享受し、漁業を中心とした生活や文化の中で、ふるさと学習を推進してきました。

今後の4年間では、中高一貫教育で実践をしている知床学との連動を視野に事業展開しながら、地域、家庭、学校が地域課題と価値観を共有し、ともに生きるふるさとづくりを目指してまいります。

また、次世代のまちづくりや地域の活性化には青年層の社会参加が不可欠でありますので、各組織や産業団体などと有機的に結びつき、共助の意識を高めながら、青年たちがまちの未来を描く活動を支援してまいります。

このほか、第5次中期計画から継続する各種事業につきましては、これまでの施策を新たな視点で見直し、町民が求める多様な学習ニーズや、時代とともに要請される現代的課題の解決を図るプログラムの検討や実施方法の開発など、より充実した内容となるよう創意工夫してまいります。

2点目は、心を結ぶ文化活動で潤いあるふるさとづくりを目指す取り組みについてであります。

町民が芸術・文化活動を通して豊かな心を育み、教養を高めることは、情報化社会に的確に対応する方法も必要とされる現代にあって、人が孤立することなく、あたたかいまちをつくるためには、ますます人がつながり、心を結ぶ地域づくりが求められています。

そのためには、本を介して人がつながる図書活動や、芸術・文化活動を核として心を結ぶ活動を充実していくことが重要でありますので、親子の絆を深めるための図書活動として、本との出会い講座や読み聞かせ事業、保健福祉事業との連携で行っているブックスタート事業など、効果的に推進されている事業を継続するとともに、学校との連携をさらに深めた読書活動を推進するため、ボランティアサークルの育成、交流を図りながら、事業の企画、展開を目指してまいります。

芸術・文化活動につきましては、羅臼町文化協会加盟のグループ、サークルや、郷土芸能知床いぶき樽、マーチングバンド、伝統文化教室など、各種活動が展開されており、今後も町民のニーズにこたえるため、活動環境の整備、充実を図りながら、各種団体との連携による公民館講座や教室などを通じて芸術・文化活動への誘いを進めてまいります。

また、本町は生のすぐれた芸術・文化活動に触れる機会が少ないため、芸術文化鑑賞機会提供事業を継続するとともに、子どもたちの情操を育み、生涯にわたって芸術・文化活動に親しむ基礎となるよう、少年芸術劇場や児童生徒美術書道展、ロビー展などを通じて、鑑賞機会の提供と創作活動への意欲高揚を目指してまいります。

文化財につきましては、昨年12月26日に旧植別小中学校校舎を転用し、新たに羅臼町郷土資料館が開館しました。

従前の文化財保護調査や国及び北海道指定天然記念物の監視業務、オジロワシ、オオワシ飛来数の調査など、旧郷土資料室の事業を継続するとともに、羅臼町の歴史を知ることができる場としての利用を促進するため、収集した各種資料を活用した特別展示会や講演会などを開催するほか、児童生徒を対象とした各種事業などを推進してまいります。

3点目は、健康の増進、コミュニティづくりに役立つスポーツ活動についてであります。

スポーツ活動は、健康で健やかな成長に効果的に作用し、医療費の抑制や人々の心を結ぶコミュニティづくりにも密接なつながりを持っています。

昨年8月に施行されたスポーツ基本法では、おのおのの関心、適正などに応じて日常的にスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画することができる機会の確保が明文化され、そのための基本施策として、総合型地域スポーツクラブへの支援や指導者の配置などが盛り込まれました。

本町のスポーツ振興、推進において、体育協会とともにその一翼を担っている総合型地域スポーツクラブらしくは、昨年11月、NPO法人設立総会を開催し、法人認可申請書が関係機関へ提出されており、これにより日々の生活や地域運動と結びつけたスポーツ、レクリエーション活動の一層の発展が期待されますので、団体との連携による事業展開を積極的に進めながら活動を支援し、本町のスポーツ活動を推進してまいります。

また、スポーツ施設の管理につきましては、利用の一層の促進を目指して、指定管理者制度の導入を検討してまいります。

さらに、子どもたちの生活様式が多様化し、遊びの環境も大きく変化している中で、従来、家庭生活を含めて日常の遊びや自然体験などから培われてきた身体の基本的な機能が低下してきていることから、発育・発達段階に応じたプログラムを検討し、親と子がふれあい、ともに学べるスポーツを推進するほか、健康の保持、増進を意識した事業や身体運動を習慣化、日常化できる事業、生活習慣病などの予防、改善策に対応した事業など、保健行政との連携や他の社会教育活動との連動も意識しながら、各種施策を推進してまいります。

以上、本年度の主要な執行方針について申し上げます。

教育委員会は、先人から受け継いできた本町の伝統や文化を次世代に引き継いでいくために、教育が果たす役割を深く認識し、関係機関や関係団体などとの連携を一層深めながら、教育、文化、スポーツの振興と生涯学習社会の実現を目指し、本町の子どもたちが心豊かにたくましく成長し、新しい時代を切り開くことができるよう、一つ一つの施策を全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員の皆様の御理解を御協力を心からお願いを申し上げます、平成24年度の教育行政執行方針といたします。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、町長、教育長行政執行方針の説明が終わりました。

日程の都合により、町長、教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問は、後日行います。

ここで、昼食のため、1時10分まで休憩します。

午後 0時07分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第14 議案第6号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算

◎日程第15 議案第7号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第16 議案第8号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算

◎日程第17 議案第9号 平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第18 議案第10号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算

◎日程第19 議案第11号 平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算

◎日程第20 議案第12号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について

◎日程第21 議案第16号 羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例制定について

◎日程第22 議案第17号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第6号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第22 議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、各会計予算の説明につきましては、全員協議会及び各委員会等で詳しく説明をされておりますので、審議時間の有効活用及び効率的な議会運営の観点から、事項別明細書の説明については、今回は省略をさせていただきます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の9ページをお願いいたします。

議案第6号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億9,191万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条は債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

第3条は地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

第4条は一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

第5条は、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（貸金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入。

1款町税6億6,341万9,000円。

1項町民税3億3,885万2,000円でございます。町民税につきましては、本年度、定置法人の水揚げアップにより、法人税を前年より1,438万8,000円増で計上をさせていただいております。

2項固定資産税2億3,998万9,000円。固定資産税は、本年度、評価がえによりまして、土地建物、償却資産等、すべてにおいて前年を下回ると判断しておりまして、2,163万3,000円の減額を計上してございます。

3項軽自動車税1,116万6,000円。車両登録台数の増により13万1,000円の増額を計上させていただいております。

4項町たばこ税7,066万5,000円。税制改正によりまして、たばこ税の引き上げにより1,356万円の増額を計上してございます。

5項特別土地保有税1,000円につきましては、科目存置でございます。

6項入湯税274万6,000円。前年度と大差ございません。

2款地方譲与税2,288万7,000円。

1項地方揮発油譲与税663万6,000円。

2項自動車重量譲与税1,625万1,000円。これにつきましては、規則的に譲与されるものでございます。

3款1項利子割交付金283万4,000円。規則的に交付されるものでございます。

4款1項配当割交付金73万3,000円。同じく規則的に交付されます。

5款1項株式等譲与所得割交付金28万1,000円。これにつきましても、規則的に交付を受けるものでございます。

6款1項地方消費税交付金6,723万6,000円も規則的でございます。

7款1項自動車取得税交付金416万1,000円につきましても、規則的に交付されます。

8款1項地方特例交付金753万5,000円につきましても、規則的に交付を受けるものでございます。

9款1項地方交付税19億1,000万円でございます。今年度は、普通交付税16億5,489万9,000円、特別交付税2億5,510万1,000円を計上してございまして、前年度より1.1%の伸びで計上をさせていただいております。

10款1項交通安全対策特別交付金36万3,000円については、規則的に交付されるものでございます。

11款分担金及び負担金3,819万5,000円。

1項分担金132万5,000円につきましては、本年度、道営草地整備改良事業受益者分担金を見てございます。

2項負担金3,687万円につきましては、漁港電気料負担金492万円、漁協からの負担分でございます。給食費負担分2,883万7,000円が主な計上でございます。

12款使用料及び手数料1億7,234万4,000円。

1項使用料1億4,215万5,000円。使用料につきましては、生活路線バスの運賃収入356万6,000円、デイサービス利用料3,011万1,000円、水産系廃棄物処理施設の使用料1,680万円、温泉使用料800万4,000円、これにつきましては、今年度、5%の料金改定をさせていただいております。町営住宅使用料6,094万1,000円、幼稚園の保育料1,377万2,000円などが主な内容でございます。

2項手数料3,018万9,000円。この主な内容につきましては、戸籍住民の証明手数料196万6,000円、一般廃棄物の処理手数料2,660万円等が主なものでござい

ます。

13款国庫支出金9,908万5,000円。

1項国庫負担金9,125万5,000円。負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金340万5,000円、子ども手当の負担金4,813万2,000円等が主なものでございます。

2項国庫補助金534万3,000円につきましては、合併処理浄化槽補助金311万7,000円、がん検診等の補助金74万3,000円が主なものでございます。

3項国庫委託金248万7,000円。基礎年金の事務委託交付金234万8,000円が主なものでございます。

14款道支出金1億2,642万6,000円。

1項道負担金7,245万1,000円。道負担金につきましては、国民健康保険基盤安定、道の負担金でございまして、1,963万7,000円、後期高齢者の医療保険基盤安定負担金967万8,000円、子ども手当の負担金2,406万5,000円等が主なものでございます。

2項道補助金4,182万8,000円。これにつきましては、重度心身障害者医療の給付補助金333万7,000円、乳幼児医療補助金160万1,000円、子宮頸がんワクチンの接種補助金156万円、中山間地域等直接支払交付金698万9,000円、北方領土隣接地域振興事業補助金1,490万円、緊急雇用の創出事業補助金871万1,000円が主なものとなっております。

3項道委託金1,214万7,000円。主なものといたしまして、道税の徴収委託金811万9,000円、7月に行われる海区漁業調整委員選挙費の委託金250万9,000円等が主なものでございます。

15款財産収入2,174万2,000円。

1項財産運用収入1,765万6,000円につきましては、町有財産、建物、土地等の貸付収入1,737万9,000円、基金の利子、配当金27万7,000円が主なものでございます。

2項財産売却収入408万6,000円につきましては、礼文町の町有地売り払いを予定してございます。

16款1項寄附金1,146万1,000円につきましては、知床まちづくり基金寄附金850万5,000円、漁港改築・修築事業の寄附金として286万6,000円。

17款繰入金1項基金繰入金1億2,730万1,000円につきましては、今年度、財源不足を補うために、財政調整基金から9,690万円、減債基金から2,019万9,000円、福祉基金から367万9,000円の繰り入れを行うものでございます。そのほか、鳥獣保護対策、電気柵の設置でございまして、知床まちづくり基金から652万3,000円の繰り入れを行うものでございます。

18款1項繰越金1,000円につきましては、科目存置でございます。

19款諸収入2,651万4,000円。

1項延滞金加算金及び過料1,000円につきましては、科目存置でございます。

2項貸付金元利収入88万6,000円につきましては、合併処理浄化槽の設置に伴う貸付元利収入50万円、ウタリ住宅の貸付元利収入38万6,000円を見込んでございます。

3項受託事業収入61万6,000円につきましては、後期高齢者医療広域連合の受託事業収入52万円が主なものでございます。

4項雑入2,501万1,000円につきましては、宝くじの交付金191万8,000円、医療技術者の修学資金の還付金121万4,000円、国後展望塔の管理委託金433万6,000円、古紙回収費310万円、プレスの売払収入380万円などが主なものでございまして、このほか21件のものに収入を見込んでございます。

20款1項町債1億8,940万1,000円につきましては、後ほど出てまいります地方債の中で詳しく説明をさせていただきます。

歳入合計が34億9,191万9,000円となるものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項議会費3,796万6,000円につきましては、議員報酬、あるいは手当等でございます。

2款総務費5億4,694万8,000円。

1項総務管理費5億718万6,000円につきましては、この項につきましては17の費目にわたってそれぞれ計上をされておりますが、前年度と同様の内容になってございます。主なものについてお話をさせていただきますが、庁舎の管理費用として2,765万4,000円、消防事務組合の負担金2億5,845万2,000円、文教施設の整備基金の積み立てに5,000万円、町有バスの運行経費として3,223万3,000円、町営住宅の管理費として1,135万3,000円、北方領土対策費として505万3,000円、協働のまちづくり推進費として4,000万円が主な内容として計上をさせていただいております。

2項徴税费633万9,000円につきましては、徴税事務、滞納整理事務の経費でございます。

3項戸籍住民基本台帳費539万9,000円につきましては、戸籍窓口事務の経費でございます。

4項選挙費407万8,000円につきましては、選挙管理委員会委員報酬、7月執行予定の海区漁業調整委員選挙費でございます。

5項統計調査費35万1,000円につきましては、各種統計事務経費でございます。

6項監査委員費132万円につきましては、監査委員報酬、監査事務の経費でございます。

7項防災費2,227万5,000円につきましては、防災無線の管理費、あるいは今年

度から、お手元に参考資料に添付をしておりますが、継続的に防災備品等の整備をしていく費用を計上をいたしたところでございます。

3款民生費4億5,101万9,000円。

1項社会福祉費3億5,290万7,000円につきましては、社会福祉協議会の助成金817万円、老人福祉センター管理費577万3,000円、デイサービスの運営費2,024万8,000円、障害者の自立支援事業経費として8,206万3,000円、自立支援等の扶助費として7,710万4,000円、特別会計繰出金、国保会計、介護会計、後期高齢者会計に1億5,376万1,000円を繰り出すものが主な内容となっております。

2項児童福祉費9,804万3,000円。これにつきましては、子ども手当の支給手当てでございます。

3項国民年金事務取扱費6万9,000円につきましては、国民年金事務委託経費でございます。

4款衛生費6億6,847万6,000円。

1項保健衛生費3億1,768万9,000円につきましては、生活習慣病、がん検診の経費771万2,000円、予防接種費638万7,000円、葬斎場の管理費791万1,000円、環境保全対策費424万円、特別会計繰出金、水道会計、診療所会計、2億5,328万円、合併処理浄化槽普及費1,438万3,000円、野生鳥獣保護管理費として1,601万1,000円の支出が主なものとなっております。

2項保健師設置費936万1,000円。保健師の活動費177万1,000円、妊婦・乳幼児検診経費として726万1,000円が主なものでございます。

3項清掃費3億4,142万6,000円につきましては、し尿処理の経費3,736万円、一般廃棄物の最終処分場経費5,829万1,000円、廃棄物処理広域連合経費1億70万円、ごみの収集、一般廃棄物の処理経費1億1,685万2,000円、水産廃棄物の処理経費1,680万円が主な計上となっております。

5款農林水産業費4,948万6,000円。

1項農業費1,209万5,000円につきましては、中山間地域の直接支払い経費940万円、道営草地整備改良事業費140万7,000円が主なものでございます。

2項林業費221万5,000円につきましては、林業行政、治山事業、維持費等でございます。

3項水産業費3,517万6,000円につきましては、北方四島の周辺海域操業経費380万8,000円、北方領土隣接地域振興事業、ウニ移植、磯焼け対策、ヒトゲ駆除等に756万2,000円、漁港の管理費用として1,573万2,000円、深層水事業経費として362万2,000円が主な計上となっております。

6款1項商工費8,679万7,000円。主な内容といたしましては、商工会の運営費助成965万6,000円、緊急雇用対策経費871万1,000円、知床開きの経費48

0万4,000円、知床羅臼交流センター経費として630万円、観光協会の運営助成経費として732万円、ビジターセンターの管理運営費として620万7,000円、公園管理費として621万4,000円、温泉の供給経費2,155万3,000円、自然とみどりの村施設管理費が700万7,000円、これらが主な計上内容となっております。

7款土木費6,041万5,000円。

1項土木管理費168万7,000円につきましては、土木行政の事務経費でございます。

2項道路橋梁費5,872万8,000円につきましては、町道の維持管理、除雪費用等5,372万8,000円、土木工事費500万円等となっております。

8款教育費2億7,440万1,000円。

1項教育総務費4,091万4000円。これにつきましては、教育委員会委員への報酬等で220万2,000円、英語指導助手経費として435万7,000円、教育委員会の事務運営経費として717万2,000円、教育コンピュータ経費として932万2,000円、中高一貫教育推進費として320万円が主な計上内容となっております。

2項小学校費4,129万8,000円。小学校2校の運営管理費でございます。

3項中学校費2,948万8,000円。中学校2校の運営管理費でございます。

4項幼稚園費2,026万7,000円につきましては、幼稚園2園の運営経費でございます。

5項社会教育費2,706万5,000円につきましては、公民館運営費1,286万2,000円、郷土資料館の運営費437万8,000円が主な内容となっております。

6項保健体育費、これにつきましては、スポーツ振興費307万8,000円、体育館の運営管理費1,301万8,000円、総合グラウンドの運営管理費996万2,000円、温水プールの管理費2,433万1,000円、本年度は温水プールの外壁、サッシ等の改修工事を見込んでございます。給食センターの管理運営費6,422万5,000円、これらが主な計上内容となっております。

9款1項公債費4億4,860万5,000円。これにつきましては、借入金の元利償還金4億4,660万5,000円、一時借入金の利子200万円を計上してございます。

10款1項職員費8億6,280万6,000円につきましては、特別職、一般職合わせて99名分の給料、職員手当、共済費でございます。

11款1項予備費500万円でございます。

なお、12ページの総務費の管理費の中で、協働のまちづくり経費、4,000万円と説明をいたしましたけれども、400万円の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

歳出合わせて34億9,191万9,000円となるものでございます。

14ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

2点ございまして、1点目は、AED自動体外式除細動機のリース事業でございます。平成25年から平成26年度まで、199万1,000円の限度額を定めてございます。

道営草地整備改良事業、平成25年から平成29年、限度額6,270万円と定めてございます。

続いて、第3表、地方債でございます。

北海道総合行政情報ネットワーク更新事業債、限度額240万円でございます。

防災備蓄品購入事業債、1,360万円の限度額でございます。

葬斎場火葬炉耐火物補修事業債、230万円でございます。

知床開き開催事業債、480万円でございます。

温水プール改修事業債、530万円でございます。

これらすべて過疎対策事業債でございます。

臨時財政対策債、1億6,100万1,000円。

合わせて1億8,940万1,000円となっております。

起債の方法につきましては、証書借り入れまたは証券発行でございます。

利率5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによります。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮して、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができるものでございます。

第2表におきまして、債務負担行為のAEDリース事業の期間でございます。25年から28年でございます。訂正をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 続きまして、245ページ。

議案第7号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,583万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条は、一時借入金です。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は2億円と定める。

第3条は、歳出予算の流用であります。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と定めるものであります。

247ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

1款1項国民健康保険税4億8,835万4,000円。現年度の医療給付分、介護納付分、後期高齢者支援分及び滞納繰越分の12%を予算計上しております。

2款使用料及び手数料1項手数料1万円。保険税の督促手数料であります。

3款国庫支出金2億8,501万4,000円。これにつきましては、普通調整交付金が見込めないことにより、3,546万9,000円の減となっております。

1項国庫負担金2億7,961万7,000円。

2項国庫補助金539万7,000円。それぞれ国からのルールに基づく補助金でございます。

4款1項療養給付費交付金240万8,000円です。

5款1項前期高齢者交付金6,430万8,000円、前年度対比1,385万3,000円の増となっております。社会保険診療報酬支払基金が積算しました数値により算定しております。

6款道支出金9,689万4,000円、前年度対比2,537万円の増であります。介護保険交付金や後期高齢者支援金に対する北海道からの補助金であります。

1項道負担金934万9,000円。

2項道補助金8,754万5,000円。

7款1項共同事業交付金1億479万2,000円、前年度対比784万4,000円の減であります。歳出の共同事業拠出金に対してのルール分でございます。

8款財産収入1項財産運用収入4,000円。財政調整基金の利子であります。

9款繰入金1億3,089万3,000円、前年度対比1,441万5,000円の増であります。

1項他会計繰入金7,389万3,000円。低所得者の被保険者の保険税軽減を図るための軽減費繰り入れ分が3,077万円、2名分の職員給与費等が1,579万円、出産育児一時金670万円、特定健康診査等63万3,000円、これらは一般会計からのルール分であります。合計額5,389万3,000円です。また、保険税の増加抑制を図るため、政策予算として財政安定化支援事業費2,000万円を一般会計から繰り入れるものであります。

2項基金繰入金3,000万円。保険税の増加の抑制を図るため、財源としまして国保

財政調整基金から繰り入れをするものであります。

10款1項繰越金1,000円。科目存置であります。

11款諸収入15万6,000円。

1項延滞金加算金及び過料2,000円。

2項雑入15万4,000円。

歳入合計11億4,583万4,000円となるものであります。

248ページ。

歳出です。

1款総務費938万2,000円。

1項総務管理費495万9,000円。これにつきましては、国保の一般事務に要する経費と国保連合会への負担金であります。

2項徴税费415万8,000円。国保税賦課徴収に要する経費であります。

3項運営協議会費20万8,000円。国保運営協議会に要する経費であります。

4項趣旨普及費5万7,000円。優良健康家庭表彰に要する経費であります。

2款保健事業費485万円。

1項保健事業費110万6,000円。

2項特定健康診査等事業費374万4,000円。

3款保険給付費7億1,435万1,000円です。前年度対比1,918万7,000円の増であります。

1項療養諸費6億2,734万4,000円。

2項高額療養費7,668万5,000円。

3項移送費2,000円。

4項出産育児諸費1,008万円。

5項葬祭諸費24万円。それぞれ過去の実績と、平成23年度の決算見込みにより算定しているものであります。

4款1項老人保健拠出金1万1,000円。老人保健制度は平成19年度に終了したところでございますが、現在も経過措置がとられていることから予算計上しているものであります。

5款1項共同事業拠出金1億5,969万6,000円、前年度対比1,138万5,000円の減であります。高額な医療費による市町村保険者の急激な負担増の分散と、財政運営の安定化を図るための拠出金であります。

6款1項介護納付金7,574万1,000円。介護保険第2号保険者に係る納付金であります。

7款1項前期高齢者納付金等17万6,000円。65歳から74歳までの被用者保険、国民健康保険間の医療費負担を調整するための負担金であります。

8款1項後期高齢者支援金等1億5,651万1,000円、前年度対比485万4,0

00円の増であります。後期高齢者医療制度の負担割合に基づき、保険者が負担することになっているものであります。

9款公債費1項一般公債費で4万5,000円です。

10款諸支出金33万円です。

1項償還金及び還付加算金32万円。

2項国保診療報酬支払基金委託料1万円。

11款1項職員費1,474万1,000円。職員2名分の職員給与費です。

12款1項予備費1,000万円。

歳出合計11億4,583万4,000円です。前年度と比較しまして1,059万9,000円の増となるものであります。

なお、本予算につきましては、3月2日に開催されました第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいていることを申し添えます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 地域包括ケア支援センター課長。

○地域包括ケア支援センター課長（齊藤健治君） 予算書の289ページをお願いいたします。

議案第8号平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億450万3,000円と定める。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条、地方債です。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

第3条、一時借入金です。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用です。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足分を生じた場合における同一款内でのこれら経費の各項の間の流用と定めております。

290ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

1 款 1 項介護保険料 6,810 万 1,000 円は、第 1 号被保険者介護保険料でございます。

2 款使用料及び手数料 81 万円。

1 項使用料 80 万円は、配食による安否確認サービス利用料です。

2 項手数料 1 万円は、督促手数料でございます。

3 款国庫支出金 9,959 万 6,000 円。

1 項国庫負担金 7,158 万円。

2 項国庫補助金 2,801 万 6,000 円は、介護給付費にかかわる国のルール分の負担金と補助金でございます。

4 款 1 項支払基金交付金 1 億 1,124 万 7,000 円。介護給付費にかかわる第 2 号被保険者保険料からのルール分の交付金でございます。

5 款道支出金 5,586 万 8,000 円。

1 項道負担金 5,191 万 8,000 円。

2 項道補助金 116 万 2,000 円。

3 項財政安定化基金支出金 278 万 8,000 円は、それぞれ介護給付費にかかわる北海道のルール分でございます。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 1,000 円。基金積立金利子でございます。

7 款繰入金 6,887 万 4,000 円。

1 項他会計繰入金 6,217 万 4,000 円。一般会計からのルール分の繰入金でございます。

2 項基金繰入金 670 万円。介護給付費準備基金を取り崩し、介護保険料上昇の緩和を行うため、繰り入れるものでございます。

8 款 1 項繰越金 1,000 円は、科目存置です。

9 款諸収入 4,000 円。

1 項延滞金加算金及び過料 1,000 円も同じく科目存置でございます。

2 項雑入 3,000 円、科目存置でございます。

10 款町債 1 項財政安定化基金貸付金 1,000 円につきましても科目存置でございます。

歳入合計 4 億 450 万 3,000 円。

続きまして、歳出です。

1 款総務費 608 万 9,000 円。

1 項総務管理費 374 万 800 円、前年度比較 172 万円の増です。介護保険料事務全般にかかわる事務的経費でございまして、増額の主な理由といたしまして、積立金で介護給付費準備基金に 278 万 8,000 円を積み立てることによるものでございます。

2 項徴収費 43 万 4,000 円。介護保険料の賦課徴収に要する経費で、おおむね前年

度と同様の内容でございます。

3項介護認定審査会費189万7,000円。介護認定にかかわる審査会並びに認定調査に要する経費で、おおむね前年度と同様の内容でございます。

4項趣旨普及費1万円。制度普及に要する経費で、前年度と同額でございます。

2款保険給付費3億8,002万8,000円。

1項介護サービス等諸費3億5,562万円。介護認定者の利用サービスにかかわる給付費でございまして、前年度比較6,419万7,000円の増です。増額の主な理由でございますが、本年5月に小規模特養の開設により、地域密着型介護サービス給付費の増額が見込まれることによるものでございます。

2項介護予防サービス等諸費690万1,000円、前年度比較385万4,000円の減です。要支援者、認定者の利用サービスにかかわる給付費で、前年度の実績をもとに算出しております。

3項高額介護サービス等費659万7,000円、前年度比較172万4,000円の増です。前年度の実績をもとに算出しております。

4項高額医療合算介護サービス等費110万9,000円。おおむね前年度と同様の内容ですが、平成21年度より給付されている制度でございまして、年額で限度額が設けられ、限度額を超えた分は、申請して認められることから、支給される制度でございます。

5項特定入所者介護サービス等費980万1,000円、昨年度比較74万3,000円の増です。前年度実績をもとに算出しております。

3款地域支援事業費724万6,000円。

1項介護予防事業費361万2,000円。介護予防機能訓練事業に要する経費でございまして、65歳以上の要介護、要支援者以外の全員に生活や健康状態の基本調査を行い、二次予防対象者を把握する目的で行い、対象者約1,200人を、23年度から25年度まで、3カ年かけて実施するものです。昨年度は384人を実施し、平成24年度も400人程度の調査を行う予定です。予算はおおむね昨年度と同様の内容です。

2項包括的支援事業・任意事業費363万4,000円。包括支援センター運営に要する経費、包括支援センター運営協議会に要する経費及び介護予防マネジメントに要する経費と、新予防給付マネジメントに要する経費でございまして、展示、貸し出し用の福祉用具等にかかわる修繕費並びに配食サービスによる安否確認事業と、服薬確認事業の委託料で、おおむね前年度と同様です。なお、服薬確認事業は新規事業でありまして、独居の高齢者で認知機能に問題がある方が適切な服薬をできない状況から、医療機関で本来服用が必要な薬を処方できないことをなくすためでございます。今後、高齢化に伴う認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援サービスを推進することで、地域で安心して生活を継続するための事業でございます。

4款1項公債費10万円。一時借入金利子でございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金11万円は、過年度分保険料払戻金10万円

と、基金の解散による返還金1万円でございます。

6款1項職員費1,083万円、昨年度比較266万2,000円の減です。職員2名分の人件費で、人事異動による減額でございます。

7款1項予備費、本年度予算額10万円、昨年度と同額です。

歳出合計4億450万3,000円。

292ページをお願いいたします。

第2表、地方債です。

起債の目的は、財政安定化基金貸付金です。

限度額は1,000円。

起債の方法は、証書借入れまたは証券発行によります。

利率は5%以内。

償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえることができると定めております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 続きまして、329ページ。

議案第9号平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,453万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

第2条は、一時借入金です。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4,000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用です。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と定めております。

330ページです。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料で3,678万3,000円です。前年度対比473万

6,000円の増となっております。現年度保険税の収納率を100%と見込んでおります。

2款使用料及び手数料1項手数料1,000円につきましては、科目存置です。

3款繰入金1項他会計繰入金1,769万4,000円です。前年度対比232万6,000円の増であります。一般会計からの繰り入れ分で、広域連合へ支払う事務費負担分として305万8,000円、事務費等に係る分として173万3,000円、保険基盤安定繰入金として1,290万3,000円であります。これにつきましては、低所得者の軽減保険料の町負担分であります。それぞれ実績による配分と、ルール分によるものであります。

4款1項繰越金の1,000円につきましては、科目存置です。

5款諸収入5万1,000円。

1項延滞金加算金及び過料1,000円。

2項雑入5万円。

歳入合計につきましては5,453万円であります。

歳出です。

1款総務費143万3,000円。

1項総務管理費115万円。これにつきましては、後期高齢者医療保険業務に要する一般事務経費と、システム協議会への負担金です。

2項徴収費28万3,000円。保険料の賦課と徴収に係る事務経費です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金5,274万6,000円です。前年度対比で711万6,000円の増となっております。増額の理由につきましては、保険料の改定により、平均保険料で2.48%、金額にして年間1,600円のアップによること。限度額が50万円から55万円に引き上げられたこと、また、加入者の増によるものでございます。この納付金の負担内訳でございますが、広域連合へ支払う事務費分として305万8,000円、保険加入者が納める保険料負担金が3,678万4,000円、保険料軽減分の保険基盤安定負担金が1,290万4,000円です。それぞれ実績による配分と、ルールに基づくものであります。

3款諸支出金1項償還金及び還付金加算金5万1,000円。保険料還付金が5万円、還付加算金が1,000円で、科目存置です。

4款1項予備費に30万円を計上してございます。

歳出合計5,453万円でございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 予算書の345ページをお願いいたします。

議案第10号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算でございます。

平成24年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,826万7,000円と定めているものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、地方債でございます。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金でございます。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億5,000万円と定めているものでございます。

第4条は、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

第1号は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用と定めるものでございます。

346ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

今年度の予算につきましては、指定管理者制度を導入し、7月1日より社会医療法人孝仁会が新診療所の管理運営を担うことになっておりますので、4月から6月までの3カ月間を基本として予算計上させていただいております。

歳入でございます。

1款診療収入1項外来収入3,260万1,000円。

2款使用料及び手数料1項使用料13万6,000円。それぞれ新診療所のオープンまでの3カ月間分の収入を見込んでおります。

3款道支出金1項道補助金1億7,185万5,000円。診療所改築事業分としまして、地域医療再生交付金1億6,585万5,000円を計上しております。

4款繰入金1項他会計繰入金1億9,598万8,000円。収支不足額を一般会計に求めているものでございます。

5款1項繰越金1,000円。

6款諸収入1項雑入18万6,000円。

7款1項町債1億2,750万円。診療所改築事業に必要な財源を地方債に求めるものでございまして、特に今年度は過疎対策事業のソフト分としまして、診療所医師確保対策

事業債300万円を計上しております。

歳入合計5億2,826万7,000円でございます。

347ページ、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費4億3,749万2,000円。診療所管理運営に要する経費に新診療所のオープンまでの3カ月分の経費を計上しておりますが、特に今年度は指定管理者となる社会医療法人孝仁会が開設準備のために必要となる開設準備負担金1,384万2,000円を計上してございます。また、一般会計の企画費から組みかえをしました医療再生に要する経費につきましては、指定管理者の基本協定書に基づき交付を予定しておりますので、地域医療政策費負担金1億2,000万円を計上しております。

なお、診療所改築事業に要する経費につきましては、人工透析の設備を含む改築工事費及び備品購入費など2億8,651万3,000円を計上しております。今年度で事業の完了を予定しているものでございます。

2款1項医業費3,196万7,000円。新診療所のオープンまでの3カ月分の経費を計上しております。

3款1項公債費3,172万2,000円。町債元利償還金及び一時借入金利子でございます。

4款1項職員費2,688万6,000円。診療所職員8名分の給与費を計上しているものでございます。

5款1項予備費20万円でございます。

歳出合計5億2,826万7,000円でございます。

348ページ、第2表、地方債でございます。

1件目、起債の目的は、診療所改築事業債、限度額は1億80万円。

2件目は、起債の目的は、診療所設備整備事業債、限度額は2,370万円でございます。

3件目は、起債の目的は、診療所医師確保対策事業債、限度額は300万円。

いずれも過疎対策事業債でございます。

起債の方法は、証書借入れ、または証券発行。

利率は5%以内。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借りかえすることができることとそれぞれ定めているものでございます。

なお、この予算につきましては、3月2日開催の第1回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告申し上げます。

先ほどの説明の中で、歳入歳出予算の2項の「歳入歳出予算の補正」と言いましたが、訂正させていただきます。2項の「歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分」ということ

でございますので、御訂正をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） それでは、381ページをお願いします。

議案第11号平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算であります。

第1条で総則を定めております。

平成24年度目梨郡羅臼町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条で、業務の予定量を定めています。

1号、給水戸数を2,678戸。

2号、年間総給水量61万6,776立方メートル。

3号、一日平均給水量1,690立方メートル。

4号、主たる建設改良事業として、春日町ポンプ室更新工事500万円とそれぞれ定めています。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額を定めています。

収入で、第1款水道事業収益2億2,000円。

内訳として、第1項営業収益1億9,869万1,000円。

第2項営業外収益131万1,000円であります。

主な収入は、給水収益として1億9,855万9,000円でございます。

支出で、第1款水道事業費用2億2,000円。

内訳として、第1項営業費用1億4,156万7,000円。

第2項営業外費用5,833万5,000円。

第3項予備費10万円でありまして、主な支出としては、施設保守点検及び修繕費として2,701万9,000円、水道管破損補修等で1,218万2,000円、企業債利息として4,758万3,000円でございます。

次に、382ページをお願いします。

第4条で、資本的収入及び支出の予定額を定めています。

収入で、第1款資本的収入第1項出資金として1億2,319万1,000円。

支出で、第1款資本的支出1億2,319万1,000円。

内訳としては、第1項建設改良費2,175万円。

第2項企業債償還金として1億144万1,000円あります。

建設改良費の内訳としましては、春日町ポンプ室更新事業で500万円、峯浜配水管移設工事で160万円、メーター器取替工事で1,515万円でございます。

次に、383ページでございます。

第5条で、一時借入金の限度額を2億円と定めております。

第6条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（川端達也） 議案の58ページをお願いいたします。

議案第12号職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について。

職員の給与の特例に関する条例（平成17年条例第8号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

59ページをお願いいたします。

職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例。

職員の給与の特例に関する条例（平成17年条例第8号）は廃止する。

この条例は、職員の給料月額につきまして、平成17年度は給料月額に100分の5、平成18年度から21年度までは給料月額に100分の10、平成22年度は給料月額に100分の8、平成23年度は給料月額に100分の3を乗じて得た額を減じて支給してまいりましたが、今回、この条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） 議案の67をお願いします。

議案第16号羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町温泉供給条例（平成38年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

68ページをお願いいたします。

羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例。

羅臼町温泉供給条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正は、施設の老朽化が進み、年々維持管理費が増加しており、安定した温泉供給事業を図るため、利用料等を改正するものであります。

別表（第9条関係）中、第1号、給湯加入金として、1次利用「1万7,325円」を「1万8,200円」に、2次利用「8,662円」を「9,100円」に、3次利用「5,775円」を「6,066円」にそれぞれ改正するものであります。

第2号、利用料として、温泉の1次利用「2万7,206円」を「2万8,800円」に、2次利用「1万3,602円」を「1万4,400円」に、3次利用「9,068円」を「9,600円」に、温水「1万3,602円」を「1万4,000円」に、それぞれ改正するものであります。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料としまして、別冊の参考資料7ページ、資料4に新旧対照表を載せてございますので、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 地域包括ケア支援センター課長。

○地域包括ケア支援センター課長（齊藤健治君） 議案の69ページをお願いいたします。

議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

70ページをお願いいたします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、参考資料の8ページ、資料5をお願いいたします。

条例の一部改正、新旧対照表でございます。

右側が改正前の第4期で、左側が改正後の第5期でございます。

介護保険施行令、第2条の保険料率に基づいての金額の改正でございまして、網かけのところが改正となっているところです。

第38条第1項第1号に掲げる者、「2万2,800円」から「2万8,800円」に。

同じく第2号に掲げる者、「2万2,800円」から「2万8,800円」に。

第3号に掲げる者、「3万4,200円」から「4万3,200円」に。

第4号に掲げる者、「4万5,600円」から「5万7,600円」に。

第5号に掲げる者、「5万7,000円」から「7万2,000円」に。

同じく第6号に掲げる者、「6万8,400円」から「8万6,400円」に改定するものでございます。

附則の第1条は、施行期日でございまして、この条例は平成24年4月1日から施行する。

同じく附則の第2条では、先ほど述べました第2条1項の規定にかかわらず、3万6,200円とすることを附則第14条で定めております。

附則第2条の2項でも、同じく第2条1項の規定にかかわらず、4万7,800円とすることを附則第15条で定めております。

10ページをお願いいたします。

先ほど説明いたしましたものを表にしたものでございます。

23年度までの第7段階を8段階とし、第3段階を新たに新設いたしました。区分の第6段階が基準額でございまして、第4期との比較では年額1万2,600円の増となっております。

この表の下段は月額基準額でございまして、月額では1,050円の増となっており、4,800円となっております。

保険料が増額となる主な要因でございしますが、一つは、平成24年度、5月に開所予定の小規模特養により介護給付費の増額が見込まれること。

二つ目は、平成24年度から改定される介護報酬が一律1.2%の増となること。

三つ目は、第1号被保険者の介護保険給付費負担割合が20%から21%に1%引き上げられることによるものでございます。

なお、この表の第4期の保険料が、先ほどの8ページで説明いたしました改正前の金額と相違がございますが、21年度の改正時には交付税措置により減額となったものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 議案の説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

---

### ◎休会の議決

---

○議長（村山修一君） お諮りします。

明日10日及び11日は休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、明日10日及び11日は、会議規則第9条第2項の規定により、休会といたします。

なお、12日は、午前10時開議といたします。

12日の議事日程は、当日配付いたします。

---

### ◎散会宣告

---

○議長（村山修一君） 本日は、これで散会します。

どうもありがとうございました。

午後 2時19分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員